

日南町いじめ防止等のための基本的な方針

日南町教育委員会
(平成 25 年 9 月策定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、断じて許されるべきものではない。いじめが全国的な社会問題となる中、国では平成 25 年 6 月に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が制定され、同年 9 月 28 日に施行された。

日南町いじめ防止等のための基本的な方針は、法第 12 条の規定に基づき、日南町のすべての児童生徒が安心かつ有意義な学校生活を送り、心身ともに豊かな成長が遂げられるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1. いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことである。
- 「いじめられた児童生徒の立場に立つ」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係をさす。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることをさす。（けんかは除くが、被害性が見極めが十分に必要である。）
- 「インターネット」によるいじめ行為は、当該児童生徒が知らない場合や、瞬時にして不特定多数の加害者が発生する恐れがあることなどを十分に認識した上で、適切な対応が必要である。
- いじめの実態は、巧妙かつ複雑で見えにくいものとなっている。「心身の苦痛を感じているもの」を限定的に捉えることなく、当該児童生徒のきめ細かい観察、状況の客観的把握、親身な対応が必要である。

(2) いじめの理解

- いじめは、受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び

- 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめは、重大な人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」ことを認識する。
 - いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる可能性があることを認識する。
 - 暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わり、加害も被害も経験することが多い。しかし、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることによって、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命や身体に重大な危険を生じさせる。
 - いじめは、「いじめる子ども」・「いじめられる子ども」という二者関係だけで捉えることはできない。「周りではやし立てる子ども（観衆）」・「見て見ぬふりをする子ども（傍観者）」の存在が、いじめを助長させる構造であることを認識する。
 - いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめられている児童生徒の立場に立ち、いじめている児童生徒に対しては毅然とした対応と適切な指導・支援が必要である。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方と対応

(1) いじめの早期発見

いじめは、次第に複雑化・潜在化し、大人の目の届きにくいところで発生していることから、日ごろからアンテナを高くし、兆候にいち早く気づくとともに、いじめであるかどうかの見極めを確かに言い、積極的にいじめを認知することが必要である。

- 児童生徒との全人格的な接し方を心がけ、日常の交流と十分な信頼関係を築くこと。
- 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めること。
- 児童生徒や保護者の悩みや訴えを、積極的に受け止めることのできる相談体制と機能の充実を図ること。
- 児童生徒の言動を複数の目でとらえる連携機能の徹底と充実を図ること。
- 保護者や地域、関係諸機関との情報共有や連携を密にすること。

(2) いじめの早期解消

いじめ問題が発生したときには、詳細な事実確認をするとともに、いじめの被害にあって子ども、保護者の心情に十分に配慮しながら、問題解決に向けた理解と協力が得られるように努める必要がある。

- 詳細な事実（具体的）確認（いつ、どこで、誰に、何をされた等）を行うこと。
- いじめられている子ども、保護者の立場に立って共感的に聞き取りを行うこと。
- 学校全体で組織的に（いじめ対策委員会等）対応すること。
- 被害、加害の子ども、保護者に対して事実関係と今後の対応について正確に伝え、継続した指導・支援を図ること。
- 法を犯すような重大な事案については、警察等の関係機関と早期に連絡を取り、連携・協力を求めること。
- いじめ問題解決後も、該当児童生徒の見守りはもとより、いじめの対応、指導・支援について長期的視点での取り組みを継続していくこと。
- 他の事案の発生防止に向けて、今後の校内体制・方針について全教職員で共通理解をすること。

(3) いじめの未然防止

学校は、さまざまな教育活動を通して子ども、教師の人権意識を磨くとともに、いじめをしない、させない、許さない子どもを育てる教育活動を展開するために、組織的・計画的な取り組みを推進しなければならない。

- 子どもが、友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全な学校生活を送りことのできる魅力ある学校づくりに努めること。
- 子どもが、いじめ問題を自分の問題としてとらえる民主的、自治的な集団づくりに努めること。
- 教師が、受容的、共感的な態度で接し、子どもの安心感や信頼感を醸成するとともに、お互いを認め合う集団づくりに努めること。
- 子どもの日々の生活実態をきめ細やかに把握し、いじめを生まない人間関係づくりに努めること。
- 学級活動、道徳をはじめとする全ての教育活動を通して、人権意識、規範意識を養う学習をすすめること。
- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止プログラムによっていじめ防止に向けて取り組みをより充実させること。
- 「いじめ防止対策委員会（仮称）」などを設置し、校内体制の整備、教職員の危機管理意識・研修等の充実を図り、いじめ問題について共通理解を図るとともに一丸となった対応を行うこと。
- 教育相談の充実のために、相談機能の拡充、相談員の配置、教職員の連携、情報共有等の周知徹底を図ること。
- 家庭、地域、関係諸機関等との情報交換を行い、日常的な連携を深めること。

3. いじめに対する基本的な取り組み

(1) 学校の取り組み

生徒指導はもとより、豊かな心を育む教育としての道徳教育、人権教育、体験学習を通して特別活動などを通じて、子どもたちの確かな社会性を養う教育活動を推進する。
いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みを積極的に推進する。

①校内体制の充実と組織の活性化

- ・ いじめ防止対策委員会（仮称）の設置
- ・ 生徒指導委員会の活用
- ・ ケース会議の活用
- ・ 危機管理マニュアルの策定と確認

②教職員の指導力の向上

- ・ 教職員研修の充実
- ・ 各種アンケート・調査によるきめ細やかな実態把握
- ・ 日常の生活指導による実態把握
- ・ ソーシャルスキルトレーニング
- ・ 構成的グループエンカウンター

③教育相談機能の拡充

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置と活用
- ・教育相談週間の実施
- ・関係諸機関との連絡・調整

④子どもたちの自主的、自発的な活動の場の設定

- ・学校行事、生徒会活動の企画・運営
- ・基本的生活習慣、規範意識の定着

(2) 家庭・地域と連携した取り組み

いじめ問題に対する共通認識をするとともに、いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みを一体となって積極的に推進する。

①家庭教育のあり方

- ・親子のふれあい、支え合い、信頼関係の重要性
- ・保護者研修会への参加と充実
- ・学校との連携と協力（情報共有）
- ・保護者懇談会等の充実

②相談窓口の周知

- ・学校への相談
- ・関係諸機関への相談

③地域ぐるみでの青少年健全育成の協働体制

(3) 町教委・関係諸機関と連携した取り組み

学校におけるいじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みについて、積極的な指導・支援・助言を受け、対策の推進を図る。いじめ問題に対する共通認識をするとともに、いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取り組みを一体となって積極的に推進する。

①いじめ防止対策委員会（仮称）への指導・助言

②教育相談活動への指導・支援

③教職員の指導力向上に関わる指導・助言

④保護者研修会等への指導・助言

⑤関係諸機関への対応・相談支援の要請

4. 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(1) 重大事態のとらえ

○法第28条1項1号及び2号に規定されたことを、子どもの状況に着目して判断すること。

○法第28条1項2号に規定された「相当の期間」とは、30日を目安とする。ただし、子どもの実情を十分の考慮し、判断すること。

○子ども及び保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、報告・調査に当たること。

(2) 重大事態の報告

○学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者（町教育委員会）に報告し、調査主体、調査組織、調査内容等について十分な協議を行うこと。

○町教育委員会は、重大事態が発生した場合には、直ちに町長へ報告すること。

(3) 重大事態に係る調査組織と運用

○学校は、重大事態が発生した場合を想定して、「いじめ対策調査委員会（仮称）」を設置すること。

○学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに、「いじめ対策調査委員会」を招集し、重大事態への対処を進めるとともに、同種の事態の発生の防止に向けた取り組みを進めること。

○いじめ対策調査委員会（仮称）の構成員は、学校に設置したいじめ防止対策委員会（仮称）を基盤として、専門的知識や経験を有する第三者的立場である者を参画させることによって、調査の公平性や中立性を確保するように努めること。

○重大事態に関わる調査を行った場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者及び町長に対して、適時・適切な方法によって情報提供（経過報告）をすること。

○重大事態の調査結果を踏まえ、重大事態への対処及び未然防止に向けた必要な措置を講じること。